

地域安全ニュース

(R1 11/1～11/30の事件・事故など)

■お問い合わせ
木古内町防犯協会 (役場内)
☎01392-2-3131
木古内警察署
☎01392-2-4110

11月の交通事故

◎交通事故関係

■物損事故	12件
○木古内町	6件
○知内町	6件
内訳 車×車	9件
単独事故	3件

『圧着ハガキ』の架空請求詐欺に警戒を!

道内を含む全国各地で、実在の法律事務所と類似する名前をかたった架空請求ハガキが送り届けられています。

ハガキは、内部の個人情報が見えないように紙を貼り合わせた『圧着ハガキ』が使用されていて、開封すると「有料番組サイト等のご利用料金のお支払いの確認ができておりません」「大至急連絡ください」などと、記載されている電話番号にかけるように指示しています。

ハガキは、業者が作ったような精巧で手の込んだ作りとなっており、少しでも心当たりがある人は騙されてしまう可能性があります。

突然の未納料金の請求に関しては安易に電話をかけずに、警察、役場、家族などに相談して下さい。

冬道での交通事故防止

○余裕を持った運転を

冬道は、天候状況や積雪による渋滞の発生など到着するまでに時間がかかりま

す。

目的の地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

○スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる正面衝突の死亡事故が多発しています。

スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

○交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

○悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。

やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認するとともに、防寒具やスコップ等を準備しましょう。

運転中の「ながらスマホ」が厳罰化

12月1日から道路交通法が改正され、運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなりました。

運転中にスマートフォン（スマホ）や携帯電話で通話したり、画面を見たり、操作する、「ながらスマホ」。「スマホを見たり操作する」といっても、ほんの一瞬なら大丈夫」と考えているなら、それは

大きな間違いです。わずかな時間でも、スマホに気を取られ、前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険があります。

運転中にスマホ等を使用しなければならぬときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。

	改正前	改正後
携帯電話の使用等（保持） ・通話（保持） ・画像注視（保持）	●罰則 5万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 6,000円 ●点数 1点	●罰則 6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 18,000円 ●点数 3点
携帯電話の使用等 （交通の危険） ・通話（保持） ・画像注視（保持） ・画像注視（非保持） することによって交通の危険を生じさせる行為	●罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 9,000円 ●点数 2点	●罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ●反則金 適用なし（反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に） ●点数 6点（免許停止）

建設工事・委託業務等契約結果

町が発注した、建設工事・委託業務などの契約結果をお知らせします。工事期間中、現場付近のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。（令和元年11月16日～令和元年12月15日 執行分）

工事・委託業務名	工事・業務箇所	業者名	請負金額 (予定価格)	落札率	契約期間	備考
木古内町公共下水道事業 ストックマネジメント計画策 定業務委託	木古内処理 区域内	㈱N J S 札幌事務所	6,325,000円 (6,677,000円)	94.7%	R 1. 11. 19～ R 2. 3. 20	

■お問い合わせ 総務課財政グループ ☎01392-2-3131 ※金額は、いずれも消費税込みです。